

# 合衆国憲法修正第1条にいう宗教の自由実践条項研究

— 宗教的土地使用及び被收容者法の被收容者規定を中心として —

## The Study of the Free Exercise Clause of the First Amendment

— Mainly on Religious Land Use and Institutionalized Persons Act of 2000 —

法学研究科法律学専攻博士前期課程修了

市 川 翔

**Sho Ichikawa**

目次

はじめに

### I. 厳格審査基準の変遷

1. 厳格審査基準の採用と確立
2. 厳格審査基準の放棄
3. 宗教的自由回復法 (RFRA) の制定とその合憲性

### II. 宗教的土地使用及び被收容者法 (RLUIPA) の制定

1. *RLUIPA*制定以前の状況
2. *RLUIPA*の制定過程
3. *RLUIPA*の内容
4. *RLUIPA*の解釈及び適用

### III. 宗教的土地使用及び被收容者法 (RLUIPA) の被收容者規定の合憲性

1. 国教樹立禁止条項
  - (1) レモン・テストによる判断
  - (2) 連邦最高裁の判断—*Cutter v. Wilkinson*
2. その他の憲法条項との適合性

まとめ

## はじめに

信教の自由<sup>1)</sup> について、アメリカ合衆国においては、法律又は政府行為等によって信仰者が不利益を被った場合、いかなる措置を講ずるべきかが問題となってきた。

まず、重婚を禁止した連邦法に違反したモルモン教徒（The Church of Jesus Christ of Latter-day Saints）が起訴された1878年のReynolds v. United States<sup>2)</sup> において、連邦最高裁判所（the Supreme Court）は、信仰と行動の二分論を採用し、行動については社会秩序のために制約しようと判断した。その後も、連邦最高裁は、信教の自由に対して消極的な態度を取り続けたが、1963年のSherbert v. Verner<sup>3)</sup> において、その姿勢は大きく変わり、信教の自由の侵害を正当化するためには、厳格審査基準（strict scrutiny standard）を適用し、原告に対して実質的負担を課すことにやむにやまれぬ政府利益（compelling governmental interest）を有し、実質的負担を課すことがかかる利益を促進するための最小限の規制手段（the least restrictive means）であることを立証しなければならないとの判断を示した。

しかしながら、その後、連邦最高裁による上記厳格審査基準の放棄、かかる判決を覆す意図を有する連邦議会による立法といった新たな展開を迎えていく<sup>4)</sup>。その中で、連邦議会は、2000年9月、信教の自由に対してより高度な保障を与えるという目的の下に、適用領域を限定したかたちで、「2000年宗教的土地使用及び被收容者法」（Religious Land Use and Institutionalized Persons Act of 2000）を制定した。そして、本稿においては、第一に、同法の被收容者規定が、在監者の信教の自由を大きく前進させるものである、第二に、同規定について、2005年5月31日のCutter v. Wilkinson<sup>5)</sup> において、連邦最高裁が合憲判断を下しているという2つの理由から被收容者規定の解釈及び適用、そして、その合憲性を中心に論じる。

本稿の目的からして、まず始めに、宗教的土地使用及び被收容者法が制定されるまでの過程として、厳格審査基準に対する連邦最高裁の解釈の変遷及び連邦議会の対応を踏まえておく必要があるので、Iにおいて、Sherbert v. Vernerにおいて厳格審査基準が初めて採用されてからの判例の変遷、連邦議会の立法、そして、かかる立法に対する連邦最高裁の反応について概観する。IIにおいて、かかる経

---

<sup>1)</sup> わが国における信教の自由に相当する権利は、アメリカ合衆国において、合衆国憲法修正第1条にいう宗教の自由実践条項（Free Exercise Clause）によって保障されている。

<sup>2)</sup> 98 U.S. 145 (1878). 本件について、さらに詳述しておく。原告は、モルモン教会の教会員として、一夫多妻を實踐する義務があり、これを行わなければ永遠の罪に定められる結果となると信じていた。そして、実際に二人の女性と結婚したことにより、重婚を禁止する連邦法により有罪とされた。原告は、憲法に保障される宗教的實踐であると主張したが、信仰と行動の二分論により否認された。

<sup>3)</sup> 374 U.S. 398 (1963).

<sup>4)</sup> アメリカ合衆国における宗教の自由実践条項の審査基準の変遷については、花見常幸「アメリカにおける信教の自由に関する判例法の展開—最近の最高裁判決とこれに対する議会の立法的対応を中心として—」宗教法第14号（1995年）196頁以下参照。

<sup>5)</sup> 544 U.S. 709 (2006).

緯を経て制定された宗教的土地使用及び被收容者法、中でも被收容者規定が、どのように解釈及び適用されるのかについて考察し、そして、Ⅲにおいて、同規定の合憲性について考察する。

本研究において、宗教的土地使用及び被收容者法の被收容者規定が在監者の信教の自由の保護という点に関していかなる意味を有するものであるか、そして、同規定が在監者以外の信教の自由の保護についていかなる意味を有するのかについて併せて検討したい。

## I. 厳格審査基準の変遷

### 1. 厳格審査基準の採用と確立

連邦最高裁は、1963年の*Sherbert v. Verner*<sup>6)</sup>（以下、本件を*Sherbert*判決と表記する）において、それまでの解釈を大きく変更し、信教の自由の規制に対して初めて厳格審査基準<sup>7)</sup>を適用した。

*Sherbert*判決においては、自己の宗教上の信条に基づき土曜日の就労を拒否したことを理由に解雇されたセブンスデイ・アドベンティスト（Seventh-Day Adventists）の信者に対してサウスカロライナ州雇用保険委員会が失業保険給付を拒否したことの可否が争われたが<sup>8)</sup>、連邦最高裁は、失業保険給付の拒否は信仰に従って受給資格を失うか、信仰を棄てて就労するか二者択一を迫ることにより「信教の自由」を実質的に侵害するものであり、州はかかる侵害を正当化するだけのやむにやまれぬ州の利益の存在を立証しえていない、と判示した<sup>9)</sup>。さらには、かかる実質的な侵害がかかる利益を促進するための最小限の規制手段でなければならないことを明らかにした。

*Sherbert*判決によって初めて適用された厳格審査基準は、1972年の*Wisconsin v. Yoder*<sup>10)</sup>（以下、本件を*Yoder*判決と表記する）、*Thomas v. Review of the Indiana Employment Security Division*を通して連邦最高裁の判例法理として確立されることとなる。

*Yoder*判決においては、宗教的理由から、一定の年齢に達した子供を学校に行かせなかったアーミッシュ教徒<sup>11)</sup>（Amish）に刑事罰を課したウィスコンシン州義務教育法の合憲性が争われた<sup>12)</sup>。連邦最高裁は、「最も高度の秩序といった利益及び他の方法では実現されない利益のみが、信教の自由へ

---

<sup>6)</sup> 374 U.S. 398 (1963).

<sup>7)</sup> 厳格審査基準とは、信教の自由を制約する政府の規制は、やむにやまれぬ政府利益を達成する目的を有し、その目的は最小限の規制手段によって実施されなければならないとする審査基準である。そして、その立証責任は、政府が負うこととなっている（LAURENCE H. TRIBE, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW § 14-2, at. 1242, § 14-3, at. 1256 (2d ed. 1988).

<sup>8)</sup> 374 U.S. 398, 399-401 (1963).

<sup>9)</sup> *Id.* at. 406-07.

<sup>10)</sup> 406 U.S. 205 (1972).

<sup>11)</sup> アーミッシュ共同体内では、任意の非公式の教育を生活のために施しており、高等学校に出席することは、アーミッシュ派の宗教及び生活様式に反することであり、自分たちへの神の救いが危うくなり、法律に従うことで子供たちへのそれも同様に危うくなると信じられている（*Id.* at. 208-10）。

<sup>12)</sup> *Id.* at 208-10.

の正当な主張を覆し得る」と判示した<sup>13)</sup>。そして、「義務教育制度における州利益が、アーミッシュ教会の確立された宗教的実践でさえも譲歩しなければならないほどにやむにやまれぬものであるという〔中略〕主張を受け入れることはできない」<sup>14)</sup>として、本件州法を違憲とした。

1981年のThomas v. Review of the Indiana Employment Security Division<sup>15)</sup>（以下、*Thomas*判決と表記する）においても厳格審査基準が適用された。本件は、エホバの証人が兵器工場での就労を拒否したことに起因する失業補償給付の申請が拒否された事件である。連邦最高裁は、政府が利益付与のために信仰に反する行為をするよう圧力を加えることは宗教に負担を課すことであって、それが間接的であっても信仰への実質的な侵害となるとし、州が主張する目的はやむにやまれぬ政府利益とはいえないと判示した<sup>16)</sup>。

*Sherbert*判決の法理を継承した*Yoder*判決、*Thomas*判決を通して、以下の法理が定着したと考えられる。第一に、問題となる法律からの免除等を主張する当事者が宗教的実践に対する実質的負担の存在を立証する。第二に、州がやむにやまれぬ政府利益を有していることを立証する。そして、第三に、州利益がやむにやまれぬものである場合には、当該手段が最も制限的でないものであることの立証が求められる。つまり、州利益がより重要度の低いものである場合には、州は免除を認め、その目的達成のためにより効果のない手段を引き受けるよう要求されることになる<sup>17)</sup>。

このように、連邦最高裁は、信教の自由に対する侵害又は一般法令からの宗教的例外の主張に対して、厳格審査基準を適用し、信教の自由を最大限尊重することを認めたのである。しかしながら、1990年を契機として、*Sherbert*判決の法理は大きく変更され、信教の自由は一般法規に違反しない限りにおいて保障されるものとされてしまう。

## 2. 厳格審査基準の放棄

*Sherbert*判決、*Yoder*判決、そして*Thomas*判決によって判例法理として確立された厳格審査基準は、1987年のHobbie v. Unemployment Appeals Com'n of Florida<sup>18)</sup>（以下、本件を*Hobbie*判決と表記する）においては適用されたものの、その他の判決によって厳格審査基準は緩和されたという見方が有力である<sup>19)</sup>。そして、さらに厳格審査基準を放棄する重大な判決が下されることになる。それが以下

---

<sup>13)</sup> *Id.* at 214-15.

<sup>14)</sup> *Id.* at 218-19.

<sup>15)</sup> 450 U.S. 707 (1981).

<sup>16)</sup> *Id.* at. 717-18.

<sup>17)</sup> 花見 前掲注4) 168頁以下参照。

<sup>18)</sup> 480 U.S. 136 (1987)。本件は、セブンスデイ・アドベンティストの信者たる原告が、日曜日の就労を拒否したことにより、解雇されたが、そのことを理由として失業手当の申請が拒否された事件である。これに対して、連邦最高裁は、厳格審査基準を適用することによって、失業手当の給付拒否は、宗教の自由実践条項に反するとの判断を下した。

<sup>19)</sup> *See, e.g.* United States v. Lee, 455 U.S. 252 (1982); Bowen v. Roy, 476 U.S. 693 (1986); Lyng v. Northwest Indiaa Cemetery Protective Association, 485 U.S. 439 (1988)。この点については、花見 前掲注4) 172頁以下参照。

に取り上げる1990年のEmployment Division, Department of Human Resources v. Smith<sup>20)</sup>（以下、本件を*Smith*判決と表記する）である。

本件において、民間の薬物リハビリテーション団体の二人のカウンセラーが、その信仰するアメリカンインディアン教会（Native American Church）の儀式においてオレゴン州における規制薬物の一つであるペイヨーテ（peyote）を使用したことを理由に解雇され、失業補償の給付を申請したが、州当局は、同信徒が職務に関連する「非行」によって解雇されたとして、当該申請を否認する決定を下した<sup>21)</sup>。

連邦最高裁は、一般に適用される宗教に中立な規制が宗教をたまたま制約する場合、政府はその規制を正当化するためにやむにやまれぬ政府利益を立証する必要はないと判示した<sup>22)</sup>。やむにやまれぬ政府利益テストは、同様の性質を有する人種の区別をもたらす法律などに対しては適用されていないことを具体例として挙げている。しかしながら、*Smith*判決は先例の変更を回避するために、混合的状态（hybrid situation）、個別的免除規定がある場合には、政府は信教の自由を制限する際にやむにやまれぬ政府利益を立証しなければならないとしている<sup>23)</sup>。また、信教の自由の第一次的な救済を裁判所ではなく、立法機関に求めるべきだと判示した<sup>24)</sup>。

さらに、連邦最高裁は、1993年のChurch of the Lukumi Babalu Aye v. City of Hialeah<sup>25)</sup>（以下、本件を*Lukumi*判決と表記する）において、*Smith*判決の法理を具体的に適用した。本件においては、サンテリア（Santeria）教<sup>26)</sup>が行う動物を生け贄にする儀式の規制が問題となり、連邦最高裁は、問題となる法律が宗教に対して中立的かつ一般的に適用されるものでない場合、厳格審査基準を適用すると判断を下した<sup>27)</sup>。本判決によって、*Smith*判決においては必ずしも明確でなかった点、すなわち、上記要件を満たさない場合には、従来どおりに厳格審査基準を適用するという点が明確化された。

### 3. 宗教的自由回復法（RFRA）の制定とその合憲性

IIの2. において述べた*Smith*判決による判例変更に対して、宗教界などからの要望を受けた連邦議会は、宗教的自由回復法（RFRA）<sup>28)</sup>を制定した。

---

<sup>20)</sup> 494 U.S. 872 (1990).

<sup>21)</sup> *Id.* at 874.

<sup>22)</sup> *Id.* at. 878-79.

<sup>23)</sup> *Id.* at. 881-82, 884.

<sup>24)</sup> *Id.* at. 890.

<sup>25)</sup> 508 U.S. 520 (1993).

<sup>26)</sup> サンテリア教とは、19世紀に端を発し、アフリカからキューバに渡った奴隷がアフリカの伝統的な宗教とローマ・カトリック教とを融合させたものであり、その宗教儀式の必要不可欠な要素として、ニワトリ、ハト、アヒル、ホロホロチョウ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、カメなどの動物の生け贄を行うものであり、キューバ革命の後、キューバから亡命した人々によって合衆国に伝播した（*See id.* at. 524-25）。

<sup>27)</sup> *Id.* at. 533-45.

<sup>28)</sup> 42 U.S.C. § § 2000bb~2000bb-4. 本法の訳については、河合美穂 訳「合衆国法典 第42編 第21B章 宗教的自由の回復」外国の立法201号208頁以下参照。

*RFRA*の内容について、以下において簡単に説明する。まず、同法は、2000bb(b)条に規定されているように、「*Sherbert*判決において示されたやむにやまれぬ政府利益テストを復活させる」という目的の下に制定された。そして、2000bb-1条によれば、*Smith*判決で示された「一般的に適用性のある法律による規制には、やむにやまれぬ政府利益テストは適用されない」という基準を覆し、実質的負担を課すことが「やむにやまれぬ政府利益を促進」し、かつ実質的負担を課している当該行為が「やむにやまれぬ政府利益を促進するための最小限の規制手段である」場合にのみ例外的に宗教的实践に実質的負担を課すことが許される。さらに、2000bb-3条において、*RFRA*が全ての連邦法、州法、その他の法的措置に適用されることが定められている<sup>29)</sup>。

このように、厳格審査基準を復活させた*RFRA*であるが、学界と裁判所において、同法の合憲性についての激しい論争が起こった<sup>30)</sup>。かかる展開の中で、連邦最高裁は、*RFRA*の合憲性について判断する機会を迎えた。それが以下において取り上げるCity of Boerne v. Flores<sup>31)</sup>（以下、本件を*Boerne*判決と表記する）である。

本件においては、テキサス州*Boerne*市の歴史建造物委員会が、同市の条例に基づきSt. Peter Catholic Churchの所有する教会施設の増設を否認したことに對して、同教会が*RFRA*に基づいて当該否認の合法性を争ったことが発端とあったが、結局のところ、同法の合憲性が中心争点となった<sup>32)</sup>。これに對して、連邦最高裁は、*RFRA*は修正第14条5節の執行権限を逸脱するものであるとの判断を下した。つまり、執行権限は憲法違反の状況を予防ないし救済するものでなければならないが、投票権に対する実質的な制約などとは異なり、*RFRA*は予防ないし救済的な法律ではない。議会は、「執行する」権限を与えられてきたのであって、何が憲法上の権利侵害となるかを決定する権限を与えられてはいない。また、「何が憲法違反となるのかを決定する権限」は、修正第14条5節の定める権限ではなく、司法審査権限に基づく裁判所の権限なのである<sup>33)</sup>。

## II. 宗教的土地使用及び被收容者法 (RLUIPA)

### 1. *RLUIPA*の制定過程

Iにおいて論じた過程を経て、連邦議会は、宗教的土地使用及び被收容者法（以下、*RLUIPA*と表記する）を制定することとなった。その中でも特に被收容者規定は、連邦最高裁の先例を覆し、在監者の信教の自由を大きく促進するものであるという点が注目に値する。

<sup>29)</sup> 花見常幸「信教の自由回復法ち合衆国最高裁の判断」宗教法第17号（1999年）199頁以下参照。

<sup>30)</sup> M.C. Dorf, *Incidental Burdens on Fundamental Rights*, 109 HARV. L. REV. 1175, 1212 n.161, n.162, n.163 (1996); 瀧澤信彦「信教の自由—アメリカにおける宗教的自由の法理の形成—」(信山社、2000年) 421頁。

<sup>31)</sup> 521 U.S. 507 (1997).

<sup>32)</sup> *Id.* at. 511-512.

<sup>33)</sup> *Id.* at 529-35.

よって、本章においては、まずRLUIPAの被収容者規定の制定過程、内容、そして、同規定の解釈及び適用について論じていく。

歴史的に、アメリカ合衆国の在監者は、「国家の奴隷」とみなされており、ほとんど信教の自由の保障を受けることはなかった。初めに合衆国の在監者が信仰を許されたときでさえ、プロテスタント方式に適合しない信教の自由を保障することにはほとんど寛容ではないという状況であった<sup>34)</sup>。しかしながら、1960年代、1970年代において、主としてブラック＝モスリム（Black Muslims）やその他の少数宗教の信者がその牽引役となることによって、連邦裁判所はわずかながら在監者の宗教的実践の主張を受け入れるようになった。そして、初めて、「在監者は、刑務所内の統制の限度内であれば、刑務所において自身の宗教を実践することを許されるべきである<sup>35)</sup>」という下級連邦裁判所の判決へとつながっていった。その後、Cruz v. Beto<sup>36)</sup>において、連邦最高裁は、刑務所は、イスラム教徒の在監者に対して「一般的な宗教上の戒律を信奉する他の在監者に与えられている機会に相当する信仰追求のための合理的な機会を提供する義務を負う<sup>37)</sup>」と判示することによって、この傾向に拍車をかけた。その後の15年の間に、在監者は、それまでの合衆国の歴史上、修正第1条の信教の自由に最も高度な保障を受けることができたと考えられる<sup>38)</sup>。

しかしながら、在監者の信教の自由について、上記の流れを変更し、その後の消極的な流れを決定づけたのが、1987年のO'Lone v. Estate of Shabazz<sup>39)</sup>（以下、本件をO'Lone判決と表記する）である。O'Lone判決は、在監者の憲法上の権利の規制の審査については「合理性の基準」が用いられると判示したTurner v. Safley<sup>40)</sup>を受けて、在監者の信教の自由規制に関する違憲審査基準についても「合理性の基準」を用いるとした。

本件において、連邦最高裁は、刑務所内での作業に関するニュージャージー州の規則がJumu'ahという礼拝に参加することを妨げるがゆえに、修正第1条の保障する権利を侵害するというイスラム教徒たる在監者の主張を認めなかった<sup>41)</sup>。つまり、刑務所内において憲法上の基本権侵害が問題になる

---

<sup>34)</sup> *Development in the Law—Religious Practice in Prison*, 115 HARV. L. REV. 1838, 1892-93 (2002).

<sup>35)</sup> *Sostre v. McGinnis*, 334 F.2d 906 (2d Cir. 1964).

<sup>36)</sup> 405 U.S. 319 (1972).

<sup>37)</sup> *Id.* at. 322.

<sup>38)</sup> Derek L. Gaubatz, *RLUIPA at Four: Evaluating the Success and Constitutionality of RLUIPA's Prisoner Provisions*, 28 HARV. J.L. & PUB. POLY 501, 507 (2005).

<sup>39)</sup> 482 U.S. 342 (1987).

<sup>40)</sup> 482 U.S. 78 (1987). 本件は、ミズーリ州刑務所の在監者が、当該刑務所において実施されていた文通規則（他州の在監者との文通を禁止する規則）と結婚規則（やむにやまれぬ理由にのみ基づいて与えられる刑務所長の許可があるときに限って在監者が結婚することができるとする規則）は違憲であるとして、訴訟を提起したというものである。これに対して、連邦最高裁は、「合理的関連性の基準」を適用し、かかる基準に基づいて、結婚規則は、更生と安全に対する過剰反応であり、そして、当該規則には明白かつ容易な代替手段が存在するので、合理的関連性の基準を満たさないが、文通規則は、正当な安全性の利益と合理的関連性があると結論付けた（*Id.* at. 89-91）。

<sup>41)</sup> *O'Lone v. Estate of Shabazz*, 482 U.S. 342, 344-45 (1987).

場合には、合理性の基準が適用されるとした上で、本件規則は「刑務所の秩序と安全という正当な行政学的利益に合理的な関連性」を有しているとし、また刑務所管理者に、信教の自由に便宜を図るための代替手段の立証責任を負わせることは誤りであるとした<sup>42)</sup>。

## 2. *RLUIPA*の制定過程

*O'Lone*判決によって在監者の信教の自由の権利を拡大するという動きは大幅に後退させられてしまった。

*RFRA*の制定過程において、連邦議会は、宗教が在監者の社会復帰の過程にきわめて重大な役割を果たすと認定したにもかかわらず<sup>43)</sup>、同法は、在監者の信教の自由を促進させるという期待に応えるものとはならなかった<sup>44)</sup>。そして、法案可決後から4年経たずに（少なくとも州に適用される限りにおいては）違憲無効と判断された<sup>45)</sup>。

*RFRA*が違憲とされたことで、厳格審査基準を連邦法の下で復活させようとする試みは失敗に終わったが、連邦議会は、厳格審査基準の復活に向けてその歩みを再開した。幾度も公聴会が重ねられた結果、最終的に、信教の自由の侵害についての侵害の報告が最も多かった領域に限定して新法案が作成された。それは「被收容者」（換言すれば、在監者や知的障害者収用施設收容者）と「宗教的土地使用」の領域である<sup>46)</sup>。法案作成の過程において、①聖書、コーラン、タルムードなどの各宗教において極めて重要な役割を果たすものでさえ、厳しい刑務所規則の下で、没収されていた<sup>47)</sup>、②精神的な発展と宗教的实践が在監者の社会復帰を促進し、再犯を減らす<sup>48)</sup> ことなどが、在監者が新法の受益者となるべきであるという理由に挙げられた。

そして、上記法案は、最終的に2000年9月、「2000年宗教的土地使用及び被收容者法 (Religious Land Use and Institutionalized Persons Act<sup>49)</sup>」(以下、本法を*RLUIPA*と表記する)として、下院、上院ともに反対なしで通過した<sup>50)</sup>。

## 3. *RLUIPA*の内容

*RLUIPA*は、合衆国法律集第42表題第2000cc～2000cc-5条に法典化されている。その中核は、土地

---

<sup>42)</sup> *Id.* at. 349-50. 以下において、*Turner v. Safley*及び*O'Lone*判決で確立された合理性の基準を、*Turner/O'Lone*テストと表記する。

<sup>43)</sup> 139 CONG. REC. S14, 465 (daily ed. Oct. 27, 1993).

<sup>44)</sup> Ira C. Lupu, *The Failure of RFRA*, 20 U. ARK. LITTLE ROCK L.J. 575, 607-17 (1998). *RFRA*がなぜ在監者の信教の自由を促進させるものとはならなかったかについて、注55) 参照。

<sup>45)</sup> *City of Boerne v. Flores*, 521 U.S. 507 (1997).

<sup>46)</sup> Gaubatz, *supra* note 38, at. 510.

<sup>47)</sup> *Id.* at. 511.

<sup>48)</sup> *Id.* at. 511.

<sup>49)</sup> 42 U.S.C. § § 2000cc～2000cc-5 (2000).

<sup>50)</sup> Gaubatz, *supra* note 38, at. 512.



使用に関する第2000cc条と、被收容者に関する第2000cc-1条である。以下、本論を進める上で必要となる条文のみを示す。

### 【RLUIPA】

第2000cc-1条<sup>51)</sup> ——被收容者の宗教的実践の保護

(a) 一般規定——被收容者の市民権法第2条に定義されているような政府は、在監している者、又は施設に收容されている者の宗教的実践に実質的負担を課することはできない。当該人に負担を課すことが以下に定める場合に該当することを政府が立証しない限り、当該負担が一般的適用性のある法規に起因するとしても、実質的負担を課すことはできない。

- (1) やむにやまれぬ政府利益を促進するものであること、及び、
- (2) 当該やむにやまれぬ政府利益を促進するための最も制限的な手段であること。

(b) 適用範囲——本条は以下に定める全ての場合に適用されるものとする。

- (1) 連邦政府の財政的支援を受けている計画又は活動に実質的負担が課される場合、あるいは、
- (2) 外国との通商、又は州際通商、又はインディアン部族との通商に対して実質的負担が影響を与え、又は、当該実質的負担の除去がそれらの通商に影響し得る場合。

第2000cc-3条<sup>52)</sup> ——解釈の基準

(a) ~ (d) (f) ~ (i) (略)

(e) 宗教的実践に対する負担軽減についての政府裁量——政府は、宗教的実践に実質的負担を課す政策又は行為を変更すること、政策又は行為を維持し、そして、実質的に負担を課された宗教的実践を免除すること、宗教的実践に実質的負担を課す政策又は行為に例外を提供すること、又は実質的負担を除去するいかなる手段を用いることによって、本法のいかなる規定の優先的適用も避けることができる。

(g) 広義の解釈——本法は、同法、そして、憲法の文言によって許容される最大限の拡大に向けた宗教的実践の広範囲の保護に資するように解釈される。

2000cc-5条<sup>53)</sup>

本法においては：

- (1) ~ (6) 省略
- (7) 宗教的実践

(A) 一般的に——「宗教的実践」という文言は、強制されているか否か、中心的なものであるか否か、宗教的信仰の一体系をなしているか否かにかかわらず、いかなる宗教による実践をも含む。

---

<sup>51)</sup> 42 U.S.C 2000cc-1 (2000).

<sup>52)</sup> 42 U.S.C 2000cc-3 (2000).

<sup>53)</sup> 42 U.S.C 2000cc-5 (2000).

## (B) 省略

### 4. *RLUIPA*の解釈及び適用

IIの3.において、本論を進める上で必要となる条文を示したが、*RLUIPA*の条文の具体的な解釈及び適用について、以下において考察する。

*RLUIPA*は、第一に、「宗教的实践」に「実質的負担」が課され、第二に、かかる州が連邦資金を受領し、又は宗教的实践に負担を課す行為が州際通商に実質的影響を及ぼすものである場合に、第三に、厳格審査基準が適用される、という仕組みとなっている。

第一に、*RLUIPA*は「全ての」宗教的实践を保護すること、そして、「強制 (compulsion)」の有無や「中心性 (centrality)」を問わないことについて規定しているので、在監者は、その誠実な宗教的实践<sup>54)</sup>に実質的負担が課されたことを立証すれば足りる。*RFRA*に基づく主張の失敗の多くが「強制」の有無、「中心性」の立証に起因していたことを考慮すれば<sup>55)</sup>、*RLUIPA*は在監者の信教の自由の保障における重大な障害を取り去ったと評価することができる。

また、実質的負担については、*Sherbert*判決や*Thomas*判決によって示された連邦最高裁の解釈を正しく継承し、それを幅広く解釈することが信教の自由の保障に資することになると考えられる<sup>56)</sup>。

第二に、歳出条項権限又は州際通商条項権限の立証についてであるが、*RLUIPA*の被收容者規定は、主として歳出条項に基づくものであるがゆえに、歳出条項権限を立証することが求められる<sup>57)</sup>。そして、歳出条項権限については、連邦政府が州と地方政府の矯正施設に対する補助金として年間に1000万ドルを付与している<sup>58)</sup>ことからして、その立証がさほど困難とは言えない。もし歳出条項権限の立証に失敗した場合には、州際通商権限の立証が求められることになるが、刑務所は、宗教的食事の提供、信仰上の用具の入手に際して州際通商に従事していることからして、かかる配慮を拒否することは多大な州際通商に影響を及ぼすことになると考えられるので、州際通商条項権限を立証することも十分に可能である。ただし、そもそも*RLUIPA*は、歳出条項及び州際通商条項に反するという見解が存在するので、これについてはIIIにおいて考察する。

<sup>54)</sup> *Thomas v. Review of the Indiana Employment Security Division*, 450 U.S. 707, 717 (1981); LAURENCE H. TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* § 14-2, at. 1242 (2d ed. 1988).

<sup>55)</sup> 多くの下級裁判所は、*RFRA*に基づく在監者の主張に基づく在監者の主張について判断する際に、「宗教的实践」が保護されるためには、ある宗教によって問題となる宗教的实践が「強制」されていなければならない、又はある宗教において「中心」となる行為でなければならないというアプローチを取っていた (*Gaubatz*, *supra* note 37, 522, 530). その結果、宗教の中身の判断に立ち入ることによって、*RFRA*の保護対象となる宗教的实践が限定され、保護の範囲が著しく狭められてしまっていた。

<sup>56)</sup> 374 U.S. 398, 404 (1963); 450 U.S. 707, 717-28 (1981). 連邦最高裁は、「行為を制限し、その信念を侵害するために実質的な圧力をかけること」や「原告に選択を迫ること」が実質的負担であると解していると考えられる。

<sup>57)</sup> Cristina Harrison Schnizler, *The Religious Land Use and Institutionalized Persons Act of 2000 and Its Effect on Eleventh Circuit Law*, MER. L. REV. 1261, 1267 (2006).

<sup>58)</sup> *Gaubatz*, *supra* note 38, 536.

第三に、厳格審査基準を正しく適用させることによって、*RLUIPA*が真にその期待に応えるものとなることは明白である。州は、原告に実質的負担を課すことによむにやまれぬ政府利益を有し、実質的負担を課すことがかかる利益を促進するための最小限の規制手段であることの立証を求められる。そして、厳格審査基準の適切な適用のためには、以下の方法を用いて、「最小限の規制手段」を解釈する必要がある<sup>59)</sup>。つまり、刑務所の用いた手段が最小限のものであったか否かを判断する際に、刑務所規則の目的等を適切に考慮する、そして、厳格審査基準を明示した連邦議会の立法意思を尊重するという方法である。かかる方法を取ることによって、厳格審査基準の「厳格性」を確保することが可能となり、在監者の信教の自由を十分に保障するものとなり得るはずである。

以上のことから、適切に*RLUIPA*が適用されれば、在監者の信教の自由に対してより幅広い保護が与えられることになると考えられる。

### Ⅲ. 宗教的土地使用及び被收容者法（RLUIPA）の被收容者規定の合憲性

*RLUIPA*の被收容者規定の解釈及び適用については、Ⅱの4.において述べたとおりであるが、同規定についても*RFRA*同様、憲法違反であるとの批判が存在している。

本章においては、その中でも最も問題となり、2005年5月31日の*Cutter v. Wilkinson*において連邦最高裁が合憲判断を下した国教樹立禁止条項違反の問題について中心的に論じ、その他の問題についても簡単に触れておくこととする。

#### 1. 国教樹立禁止条項

##### (1) レモン・テストによる判断

第6巡回区控訴裁判所の判決である*Cutter v. Wilkinson*<sup>60)</sup>（以下、本件を*Cutter*事件控訴審判決と表記する）は、レモン・テスト<sup>61)</sup>を用いた上で、連邦巡回区控訴裁判所として唯一違憲判決を下している。しかし、レモン・テストを適用した場合、*RLUIPA*が国教樹立禁止条項（Establishment Clause）違反であるという結論が果たして妥当なのだろうか。よって、以下において、*RLUIPA*が国教樹立禁

<sup>59)</sup> 刑務所において、違法薬物の使用の禁止、感染症の拡大の防止、暴力団の活動の禁止、刑務所の防犯と安全の維持などは、基本的にやむにやまれぬ政府利益とみなされるので、厳格審査基準の適用に関しては、刑務所の主張するところのやむにやまれぬ政府利益が「最小限の規制手段」といえる否かが主たる問題となる（*Gaubatz, supra note 38, at. 541; Cristina, supra note 57, at. 1287*）。

<sup>60)</sup> 349 F.3d 257（6th Cir. 2003）。*RLUIPA*の被收容者規定の合憲性を認めた巡回区控訴裁判所判決としては、次のものが挙げられる。*Madison v. Riter, 355 F.3d 310*（4th Cir. 2003）；*Charles v. Verhagen, 348 F.3d 601*（7th Cir. 2003）；*Mayweathers v. Newland, 314 F.3d 1062*（9th Cir. 2002）。

<sup>61)</sup> *See Lemon v. Kurtzman, 403 U.S. 602*（1971）。レモンテストとは、本判決において用いられた国教樹立禁止条項違反の判断基準であり、具体的に以下のようなものである。法律は、①世俗的な立法目的を有していなければならず、②その主たる効果が宗教を促進し、あるいは、抑制するものであってはならず、③法律は「政府と宗教との過度のかかわり合い」を促進してはならない。このうちいずれの基準に反しても、かかる法律、又は、政府行為は国教樹立禁止条項違反とされる（*Id. at. 612-13*）。

止条項違反であるという結論が妥当なものであるかについて考察する。

第一に、世俗目的についてである。これについては、*RLUIPA*は、①宗教的实践に対する負担を取り除く、②更生を促進するという2つの世俗目的を有するということができる。

まず、①について、連邦議会議事録によれば、*RLUIPA*は、「不必要な政府の妨害から宗教の自由な実践を保護する」という世俗目的を有するものとして成立した<sup>62)</sup>。そして、連邦最高裁が *Corporation of Presiding Bishop v. Amos*<sup>63)</sup> (以下、本件を *Amos* 判決と表記する) において判示したように、「宗教的实践に負担を課す規則を撤廃することは適切な世俗目的<sup>64)</sup>」といえる。これは、連邦最高裁の一貫した国教樹立禁止条項の法理を確認したものである<sup>65)</sup>。かかる法理に従えば、世俗目的の条件は、「法律の目的が宗教と無関係でなければならないことを意味」するものではなく、国教樹立禁止条項は、決して政府が宗教団体に対して「冷淡な態度」を表すようには解釈されないと考えられる<sup>66)</sup>。

さらに、*Amos* 判決によれば、政府は、宗教的实践に対して配慮することが可能であり、場合によっては配慮を義務付けられることになるが、政府は国教樹立禁止条項に違反することなくかかる配慮を行うことができる<sup>67)</sup>。実際、様々な場面において、政府及び州は、法律によって宗教的实践に対して配慮を施している。例えば、宗教儀式におけるペヨーテの使用許可、宗教を理由とする予防接種の免除<sup>68)</sup>、*Cutter* 事件における主流派に対する牧師の提供等が挙げられる。よって、立法による宗教的配慮を否定することは、アメリカ合衆国の現実及び伝統を無視した振る舞い以外の何物でもないのである<sup>69)</sup>。

次に、②については、刑務所がイスラム教徒在監者の祈り油の所持の禁止が *RLUIPA* に反すること、かつ、同法の合憲性を認めた第7巡回区控訴裁判所の2003年10月30日の判決である *Charles v. Verhagen*<sup>70)</sup> (以下、本件を *Charles* 判決と表記する) において判示されているように、更正 (社会復

<sup>62)</sup> 146 CONG REC. E1234, E1235 (daily ed. July 14, 2000).

<sup>63)</sup> 483 U.S. 327 (1987). 本件は、労働関係において、宗教による差別を禁止する市民権法第7編において、例外的に宗教差別を認める免除規定が、特別に宗教にのみ配慮を施すことになり、国教樹立禁止条項に反するか否かが争われた事件である。そして、連邦最高裁は、レモン・テストを用いた上で、3基準全てを満たすがゆえに、かかる例外規定は合憲であるとの判断を下した。

<sup>64)</sup> *Corporation of Presiding Bishop v. Amos*, 483 U.S. 327, 338 (1987).

<sup>65)</sup> 397 U.S. 664, 668, 680 (1972). 宗教団体が所有し、宗教的实践に用いられる施設に対する免税措置が国教樹立禁止条項に違反するか否かについて、宗教との過度のかかわり合いが認められないがゆえに合憲と判断した *Walz v. Tax Commision* (以下、本件を *Walz* 判決と表記する) などにおいて、連邦最高裁が判示したように、宗教的实践に対する政府の妨害を制限するという目的は正当なものである。

<sup>66)</sup> *Corporation of Presiding Bishop v. Amos*, 483 U.S. 327, 335 (1987).

<sup>67)</sup> *Id.* at. 334.

<sup>68)</sup> 高畑英一郎「宗教への配慮」宗教法第19号(2000年)222頁以下参照。

<sup>69)</sup> 343 U.S. 306, 314 (1952). 生徒が宗教教育を受けるために、授業中に学校を抜け出すことを許可した州法が国教樹立禁止条項に違反するか否かが争われた *Zorach v. Clauson* において、ダグラス裁判官が判示したように、「宗教的实践に配慮する法律を実施することは、われわれの良き伝統に従うものである。それは、われわれ国民の宗教的性質を尊重し、そして国民の精神的要求に対して公的役務を適合させる」ものと理解することができるのである。

<sup>70)</sup> *Charles v. Verhagen*, 348 F.3d 601 (7th Cir. 2003).

帰)の促進がそれである<sup>71)</sup>。実際に、在監者に宗教的実践に従事させることによって、再犯率が3分の2まで低下しているという効果を得ている<sup>72)</sup>。また、更正の促進という許容される目的が、*RFRA*の保護を在監者へと拡げるための主要な目的でもあったことを考慮すれば、*RLUIPA*も当然それを継承していると考えることが可能なはずである<sup>73)</sup>。

第二に、宗教を促進する主要な効果についてである。*RLUIPA*がレモン・テストの第2基準を満たすか否かを判断するに際して、以下の3点に注意を払う必要がある<sup>74)</sup>。

まず、レモンテストの第2基準に反する「効果」を有する法律といえるためには、政府がその行動と影響を通して宗教を促進しているといえる可能性がなければならない<sup>75)</sup>。*Amos*判決が判示しているように、「『宗教的実践が資金援助及び政府による侵害なく存在することを許す慈悲的な中立性 (benevolent neutrality)』のための国教樹立禁止条項の下において、十分な余地が存在する」<sup>76)</sup>。在監者が宗教的食事 (kosher diet) の提供を認められなかったことが*RLUIPA*に反すると判断し、さらに、*RLUIPA*の被收容者規定は国教樹立禁止条項に違反しないと判断した2003年12月8日の第4巡回区控訴裁判所の判決である *Madison v. Riter*<sup>77)</sup> (以下、本件を *Madison* 判決と表記する) において、控訴裁判所が、*RLUIPA*の成立によって、「連邦議会は、単に宗教的実践に対する負担を排除しただけであり、それによって宗教的信念を実践しようとする在監者の宗教的実践を容易にした」と判示したように<sup>78)</sup>、「慈悲的な中立性」という領域の存在を認めることは、信教の自由に対する許容される範囲内での配慮なのである。

次に、宗教的配慮を行う際には必ずしも他の基本的権利に配慮する必要はない。*Cutter*事件控訴審判決は、*RLUIPA*が他の基本的権利に配慮することなく、宗教的実践に配慮するものであるがゆえに、国教樹立禁止条項に反すると判示している<sup>79)</sup>。しかしながら、かかる見解は、*Boerne*判決の同意意見におけるスティーブンス判事の特異な意見に依拠しており<sup>80)</sup>、*Amos*判決において示された「政府

---

<sup>71)</sup> See *id.* at. 607.

<sup>72)</sup> Gaubatz, *supra* note 38, at. 511.

<sup>73)</sup> 139 CONG. REC. S14,465 (daily ed. Oct. 27, 1993) (Statement of Senate Hatch).

<sup>74)</sup> See Gaubatz, *supra* note 38, at. 577, 579.

<sup>75)</sup> *Corporation of Presiding Bishop v. Amos*, 483 U.S. 327, 337 (1987). *RLUIPA*は、信仰を有する在監者が自由に信仰活動を行うことができるように、単に政府による侵害を軽減する。

<sup>76)</sup> 483 U.S. 327, 334-35 (1987).

<sup>77)</sup> 355 F.3d 310 (4th Cir. 2003).

<sup>78)</sup> *Id.* at. 318 ; See also *Corporation of Presiding Bishop v. Amos*, 483 U.S. 327, 337 (1987).

<sup>79)</sup> *Cutter v. Wilkinson*, 349 F.3d 257, 265-66 (6th Cir. 2003).

<sup>80)</sup> スティーブンス判事は、同意意見において、以下のように述べている。宗教的自由回復法は、国教樹立禁止条項に違反する、すなわち、教会が宗教的自由回復法の下で実際に勝訴するか否かにかかわらず、同法は、教会に、いかなる無神論者ないし不可知論者も獲得しない抗弁を付与した。このように政府が非宗教とは対照的に宗教を優遇することは、修正第1条によって禁止されているのであるとして、宗教に対する便宜供与は、憲法上要求されていないどころか、許容され得ない、還元すれば、憲法上であれば立法上であれば、非宗教よりも宗教を優遇することを禁止する国教樹立禁止条項に違反する。See *City of Boerne v. Flores*, 521 U.S. 507, 536-37 (1997) (Stevens, J., concurring).

が宗教的实践に課す負担を軽減するという適切な目的のために行動する場合、当法廷は、かかる免除規定が他の世俗的利益に対しても配慮することを必要とする理由はない<sup>81)</sup>」との理解のほうが正しいと考えられる。なぜなら、*Cutter*事件控訴審判決の論理は以下の4つの問題を伴っているからである。

第一に、「中立性」の概念についてである。国教樹立禁止条項は、確かに「中立性」を求めているが、「中立性」とは、進化論を教えることを禁止した州法が違憲とされた *Epperson v. Arkansas*<sup>82)</sup> において判示されたように「宗教と宗教の間、そして、宗教と非宗教の間」のことであり<sup>83)</sup>、*Cutter*事件控訴審判決が示したような宗教的实践の権利と全ての他の基本的権利の間のことではないはずである。政府は、法律又は規則の特定部分において特定の基本的権利を保護することは可能であり、現実には保護してきた。そして、当然のことながら、信教の自由の権利も例外ではないのである<sup>84)</sup>。

また、D.ガウバツは、「ひとつの権利を保障するときには必ず他の権利にも配慮しなければならないという *Cutter*事件控訴審判決の論理に従うことは、大きな矛盾を生み出すことになる。つまり、単に信教の自由の権利を保護することが宗教のための許されざる支援となるとしたら、宗教的实践以外のいかなる基本的権利を保護することも、宗教のための許されざる侵害となる」と述べている<sup>85)</sup>。同判決の論理にしたがった場合、権利保護が著しく複雑な、又は困難なものになってしまうことを考えれば、D.ガウバツの見解は妥当なものである。

第二に、国教樹立禁止条項の目的が政府の侵害からの保護のために宗教的实践を選び出して保護する法律を妨げることであったら、もはや「衝突」ではなく、国教樹立禁止条項は、真正面から宗教の自由実践条項と「矛盾」することになってしまう<sup>86)</sup>。

第三に、宗教的实践というものは特に誤って政府の妨害が加えられる可能性がある活動であるがゆえに、連邦最高裁は、特に宗教的实践に対する規制を自由に撤廃することができなければならないと理解してきた<sup>87)</sup>。

第四に、歴史的問題である。*Walz*判決において連邦最高裁が判示したように、宗教的实践に配慮する内容の法律は数多く存在し、かかる多くの法律は由緒ある合衆国の伝統を表している<sup>88)</sup>。また、実際に、合衆国及び各州が宗教的配慮を行ってきたことは前述のとおりである。

したがって、*Cutter*事件控訴審判決において、第6巡回区控訴裁判所が判示しているように宗教的实践にのみ配慮することが問題であり、許容されない範囲で宗教を促進する効果を有するとの判断は誤ったものなのである。

---

<sup>81)</sup> *Corporation of Presiding Bishop v. Amos*, 483 U.S. 327, 338 (1987).

<sup>82)</sup> 393 U.S. 97 (1968).

<sup>83)</sup> *Id.* at. 104.

<sup>84)</sup> Gaubatz, *supra* note 38, at. 580.

<sup>85)</sup> *See id.* at. 580-81.

<sup>86)</sup> *See Lynch v. Donnelly*, 465 U.S. 668, 673 (1984).

<sup>87)</sup> *See also Madison v. Riter*, 355 F.3d 310, 319 (4th Cir. 2003) ; *See Gaubatz, supra* note 38, at. 584.

<sup>88)</sup> *Walz v. Tax Commision*, 397 U.S. 664, 676-77 (1972).

最後に、*RLUIPA*は、第三者に対する許容されない効果を有するものではない。*Madison*判決において被告たる州が主張したように、*RLUIPA*には、州刑務所職員や他の在監者といった第三者（third party）に不適切な効果を与えるという批判が存在する<sup>89)</sup>。しかし、*RLUIPA*は、刑務所の利益にも十分に配慮していること、州の自発的選択によって同法が適用されることからして、同法は、*Estate of Thornton v. Caldor, Inc*<sup>90)</sup>（以下、本件を*Caldor*判決と表記する）において問題となった法律とは区別されて然るべきである。

また、宗教的な内容の書籍や雑誌を売上税から免除する規定の合憲性が争われた*Texas Monthly v. Bullock*<sup>91)</sup>（以下、本件を*Texas Monthly*判決と表記する）の場合とも異なり、*RLUIPA*は、在監者の宗教的実践に対する実質的負担を一般的に軽減するに過ぎず、この結果として世俗的な在監者が負担を被ることもない。これについて、D.ガウバツが、「*Texas Monthly*判決における宗教的出版物のための絶対的免除とは異なり、*RLUIPA*は、宗教的実践に対して完全に自由な（unfettered）権利を与えるものではなく、相殺的利益（countervailing interests）を保障するのみである」と述べているように<sup>92)</sup>、同法は、宗教的実践に対して、改めて特別な利益を付与するわけではなく、不当な負担を取り除くものに過ぎないのである。

以上の3点より、*RLUIPA*は、宗教を促進する主要な効果を有するものではないと考えることができる。

第三に、宗教との過度のかかわり合いについてである。*Cutter*事件控訴審判決において、被告たる州刑務所は、*RLUIPA*が州に対して在監者の宗教的実践についての知識を得よう求めることによって、過度のかかわりを助長することになると主張している<sup>93)</sup>。しかしながら、これに対しては、*Cutter*事件控訴審判決において、第6巡回区控訴裁判所は、「当該主張が正当なものとするならば、政府は、より敬謙的な*Turner/O'Lone* テストの下においても、決して宗教的配慮という目的のために宗教的信念に注意を払わなくても良いということになりかねない<sup>94)</sup>」と判示している。さらに、*RLUIPA*の適用について過度のかかわりを認定することは、「国教樹立禁止条項の下においては、『資金援助及び政府による侵害なくして宗教的実践が存在することを許す慈悲的中立性』を保つための十分な余地が存在する」と判示した*Amos*判決とも矛盾することになる<sup>95)</sup>。

以上において論じたところにより、*RLUIPA*は、レモンテストの3基準を全て満たすことは明らかであり、よって、レモン・テストを用いた上で、*RLUIPA*を国教樹立禁止条項違反とした第6巡回区控訴

---

<sup>89)</sup> See *id.* *Madison v. Riter*, 355 F.3d 310, 320 (4th Cir. 2003).

<sup>90)</sup> 472 U.S. 803 (1985). 本判決において、連邦最高裁は、雇用者が安息日に就業することを拒んだ従業員を雇い続けなければいけないという絶対的条件を課す法律を違憲とした。

<sup>91)</sup> 489 U.S. 1 (1989).

<sup>92)</sup> Gaubatz, *supra* note 38, at. 586.

<sup>93)</sup> *Id.* at. 588.

<sup>94)</sup> See *Cutter v. Wilkinson*, 349 F.3d 257, 267 (6th Cir. 2003). つまり、*RLUIPA*が国教樹立禁止条項違反であると判示している*Cutter*事件控訴審判決でさえ、上記主張を受け入れていないのである。

<sup>95)</sup> *Corporation of Presiding Bishop v. Amos*, 483 U.S. 327, 334 (1987).

裁判所の判断は誤ったものであると言わざるを得ない。

## (2) 連邦最高裁の判断—Cutter v. Wilkinson

Cutter事件控訴審判決の原告審判決として、RLUIPAの被收容者規定が国教樹立禁止条項に反するものか否かという点について判断を下したのが2005年のCutter v. Wilkinson<sup>96)</sup> (以下、本件をCutter判決と表記する) である。以下において、判旨を示し、検討を加える。

本件の原告は、オハイオ州社会復帰及び矯正局の運営する刑務所の現在監者と (提訴時は収監されていた) 元在監者であり、非主流派宗教の信者である<sup>97)</sup>。原告は、オハイオ州刑務所職員が報復的、差別的な方法で、また聖典入手の拒否や宗教服着用禁止、刑務所内での聖職者提供の拒否といった方法により、RLUIPAに反して宗教的配慮を怠ったと主張して、訴訟を提訴した。被告州は、原告の宗教が真のもの (bona fide religion)<sup>98)</sup> であり、原告が誠実にその宗教を信仰していることを認めたが、RLUIPAの被收容者規定は宗教を助長し、文面上国教樹立禁止条項に違反すると反論した<sup>99)</sup>。連邦最高裁は、Cutter判決において、レモン・テストを用いずに別の理由から以下のような判断を下している。

「宗教の自由実践条項に命令されることなく、また国教樹立禁止条項によって禁止されずに立法活動を行うことができる領域」があり、連邦議会はその領域の中でRLUIPAを制定した<sup>100)</sup>。そして、RLUIPAの被收容者規定は、特定宗派に特権を付与してもいなければ、不利益取扱いのために真の宗教宗派を選別してもいないこと<sup>101)</sup>、在監者の権利を保護することによって、それ以外の者に与える負担を考慮していること、異なる信仰の間で中立的に執行されることからして<sup>102)</sup>、国教樹立禁止条項に違反しない。また、宗教的配慮をする際に、同時に他の基本的権利に配慮する必要はない<sup>103)</sup>。

以上の内容を踏まえて、RLUIPAの被收容者規定が国教樹立禁止条項に反するものではないということ を明らかにした本判決の意味について検討してみたい。

始めに、連邦最高裁は、両宗教条項の矛盾を認めつつも、宗教的配慮を施すことを認めるための「慈悲的な中立性」という概念を再定義し直したという意味を有するものと考えられる<sup>104)</sup>。

次に、連邦最高裁の先例にしたがって、国教樹立禁止条項によって許されない宗教的配慮とは、特

---

<sup>96)</sup> 544 U.S. 709 (2005).

<sup>97)</sup> *Id.* at. 712. 具体的に、悪魔教、ウィッカ (魔女宗)、アサトル教 (北欧古代教の復刻教)、白人至上主義協会である。

<sup>98)</sup> 前述したように、RLUIPAによって保護されるためには、「誠実な宗教的信念」を有していることが求められるが、さらに踏み込めば、原告の信じる対象が宗教でなければならないということになる。その点について、「宗教が真のもの」であるという表現を用いていると考えられる。後述の「真の宗教宗派」との表現も同様の意味である。

<sup>99)</sup> 544 U.S. 709, 713 (2005).

<sup>100)</sup> *Id.* at. 719-20.

<sup>101)</sup> *Id.* at. 723-24.

<sup>102)</sup> *Id.* at. 719-720.

<sup>103)</sup> *Id.* at. 724.

<sup>104)</sup> *The Supreme Court, 2004 Term— Leading Cases*, 119 HARV. L. REV. 238, 242-44 (2005).



定宗派に特権を付与し、不利益取扱のために真の宗教宗派を選別するものであるということを示した上で、「*RLUIPA*は宗教に対する実質的負担を軽減するものであるので、国教樹立禁止条項に反するものではない」と判示している<sup>105)</sup>。さらには、宗教的実践に配慮する際に、同時に他の基本的権利に配慮する必要はないことを明らかにしている<sup>106)</sup>。

そして、*RLUIPA*の被収容者規定は、保障領域を限定したものであるとはいえ、宗教の自由実践条項をより充実したものとするために一般法令からの免除を認めるとしたものであり、かかる規定を合憲とした *Cutter*判決は信教の自由を肯定的に捉えるものとして非常に重要なものである。

しかしながら、ハーバード・ロー・レビュー第119巻1号の判例評釈によれば、連邦最高裁は、「宗教的土地使用規定の合憲性について」は判断しておらず、「*RLUIPA*及び修正第1条に基づく『宗教』とは何か、又は原告の宗教的信念の『誠実性』について評価する方法について」もまた判断していない。また、「適用違憲の問題についても曖昧にしたままである」<sup>107)</sup>。本判決が*RLUIPA*の抱える問題全てに答えるものとはなっていないこともまた認めざるを得ない。

ただし、*Cutter*判決は、*RLUIPA*に対する連邦最高裁のスタンスを明らかにしたと見るべきであり、今後、連邦最高裁が同様の主張について判断する必要がなくなるのは当然のこととして、同判決に依拠することによって、*RLUIPA*を合憲と認める下級審判決が増えることもまた容易に想像できるので、非常に重要な意味を有することは間違いない。

## 2. その他の憲法条項との適合性

*RLUIPA*に対しては、国教樹立禁止条項のみならず、(1) 歳出条項、(2) 州際通商条項、(3) 修正第10条、(4) 権力分立の原則に反するという批判が存在する。以下、これらの問題について簡単に検討する。

### (1) 歳出条項

連邦最高裁の先例である *South Dakota v. Dole*<sup>108)</sup> に従えば、歳出条項権限の適切な行使であるためには、以下の4要件を満たさなければならない。

第一に、連邦資金を提供する目的は、個人的又は地方の利益ではなく、「一般の福祉」に奉仕するものでなければならない。*RLUIPA*は、在監者の信教の自由を保護する、そして、在監者の更正を促進するという世俗目的の実現のために、全ての州が矯正施設のために受領している連邦補助金を含む連邦資金の使用に条件を課している<sup>109)</sup>。*Charles*判決において、第7巡回区控訴裁判所が判示している

---

<sup>105)</sup> 544 U.S. 709, 720 (2005).

<sup>106)</sup> *Id.* at. 724.

<sup>107)</sup> *Supra* note 104, at. 247-48 (2005).

<sup>108)</sup> 483 U.S. 203.

<sup>109)</sup> *Gaubatz*, *supra* note 38, at. 591.

ように、歳出条項権限の下において、上記目的は一般の福祉の追求の範囲内なのである<sup>110)</sup>。

第二に、「州が条件を課されたことによる結果を認識した上で、明確に援助を受けるか否かに関する選択権を与えられなければならない<sup>111)</sup>」。Charles判決が判示しているように、「RLUIPAは、州が刑務所計画のための連邦資金を受領するとき、州規則に制約を加えることによって、『明確に、そして、明瞭に』条件を課している<sup>112)</sup>」。また、同判決が判示しているように、「全ての州には連邦資金を拒否するという選択の余地がある<sup>113)</sup>」のである。

第三に、歳出条項権限によって州に課される条件は、正当な連邦利益と関連するものでなければならない<sup>114)</sup>。具体的には、Charles判決において、第7巡回区控訴裁判所が判示しているように、「連邦議会は、差別的な行為に従事しない、又は個人の自由を侵害する行為に従事していない施設に連邦資金を割り当てることに利益を有し<sup>115)</sup>」ており、在監者の更正を促進する矯正施設に付与される連邦資金と更正的利益を有する可能性がある在監者の宗教的実践を保護しようとするRLUIPAの条件の間には確かな関係（関連性）が存在すると考えられる<sup>116)</sup>。

第四に、連邦資金の付与は、いかなる独立した憲法規定にも違反してはいけない<sup>117)</sup>。前述のように、RLUIPAは、国教樹立禁止条項に違反するものではない。また、後述するように、州際通商条項、修正第10条、権力分立といった他のいかなる憲法規定にも違反していない。

以上の4点からして、RLUIPAは、歳出条項に反するものではなく、連邦議会の歳出条項権限の適切な行使なのである。

## （2）州際通商条項

連邦議会は、RLUIPAにおいて権限認定要素（jurisdictional element）を含むことによって、同法が連邦議会の州際通商条項権限の範囲内の権限行使であることを明らかにしている<sup>118)</sup>。権限認定要素を含むことは、同法を、Lopez判決において連邦最高裁が違憲と判示した法律とは区別することになる。なぜなら、連邦最高裁は、権限認定要素の欠如を理由として、Lopez判決において問題となった法律が違憲であると判示することによって<sup>119)</sup>、当該法律が権限認定要素を含む場合、州際通商条

---

<sup>110)</sup> Charles v. Verhagen, 348 F.3d 601, 607 (7th Cir. 2003).

<sup>111)</sup> South Dakota v. Dole, 483 U.S. 203, 207-08 (1987).

<sup>112)</sup> Charles v. Verhagen, 348 F.3d 601, 608 (7th Cir. 2003); See 42 U.S.C. § 2000cc-1(a) and (b) (1) (2000).

<sup>113)</sup> *Id.* at. 608. 刑務所において、最小限の規制手段テストが「曖昧な」かつ「実行不可能な」ものであるという主張は、裁判所の審査を通過することはない。結局、当該主張は、連邦議会の政策判断に対する許容されない推測といえる。

<sup>114)</sup> South Dakota v. Dole, 483 U.S. 203, 207 (1987); New York v. United States, 505 U.S. 144, 167 (1992).

<sup>115)</sup> Charles v. Verhagen, 348 F.3d 601, 608 (7th Cir. 2003).

<sup>116)</sup> See, e.g., *id.* at. 609.

<sup>117)</sup> South Dakota v. Dole, 483 U.S. 203, 207-08 (1987).

<sup>118)</sup> Gaubatz, *supra* note 38, at. 598.

<sup>119)</sup> United States v. Lopez, 514 U.S. 549, 561 (1995).

項権限の範囲内の権限行使であることを認めたからである<sup>120)</sup>。すなわち、第2000cc-1(b)(2)条の文言によって、*RLUIPA*は、「外国との通商、州際間通商、又はインディアン部族との通商」に影響を与える行為にのみ適用されることになる<sup>121)</sup>。特定の事件において問題となる行為が第2000cc-1(b)(2)条の権限認定要素を満たす場合、*RLUIPA*は、州際通商権限の下において当該行為に対して適用される。反対に、当該行為が権限認定要素を満たさない場合、*RLUIPA*は、州際通商権限の下で当該行為に及ばないということになるのである<sup>122)</sup>。

### (3) 修正第10条<sup>123)</sup>

*RLUIPA*は、刑務所の管理及び運営という州の中心的な機能を侵害しているので、修正第10条に違反するとの主張<sup>124)</sup> に対しては、*New York v. United States*<sup>125)</sup> において連邦最高裁が判示しているように、「憲法において、ある権限が議会に委任されている場合、修正第10条は、州に対するかかる権限のいかなる留保をも否定する」との反論が可能である<sup>126)</sup>。かかる理解に従えば、*RLUIPA*は、歳出条項及び州際通商条項に基づく議会権限の有効な行使であるがゆえに、修正第10条に違反してはいないと考えられる<sup>127)</sup>。

### (4) 権力分立の原則

連邦最高裁の法理を変更するものであるが故に、*RLUIPA*が権力分立に反するという主張については、*Mayweathers v. Newland*<sup>128)</sup> において第9巡回区控除裁判所が判示しているように、「*RLUIPA*は、*Smith*判決における憲法解釈を覆すものではないので、連邦最高裁の法理を再検討する、又は変更するものではない<sup>129)</sup>」との反論が可能である。さらに、同判決によれば、連邦議会は、歳出条項権限又は州際通商条項権限のような憲法が列挙する権限に従う限りにおいては、当該権限によって、憲法が修正第1条が求めている以上に市民権を保護するための規定を定められるという法理が確立している<sup>130)</sup>。これまで現に合衆国において立法的配慮により多くの宗教的实践が保護されてきたことを考慮すれば、裁判所が修正第1条について判断する以上の立法配慮を施すことは、決して権力分立に反するものではないと考えられる。すなわち、*RLUIPA*がそれである<sup>131)</sup>。また、司法が、本来の役

---

<sup>120)</sup> *See, e.g., id.* at. 561-62.

<sup>121)</sup> 42 U.S.C. § 2000cc-1(b)(2) (2000).

<sup>122)</sup> Gaubatz, *supra* note 38, at. 599-600.

<sup>123)</sup> 修正第10条は、「The Powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to the people. (この憲法によって合衆国に委ねられておらず、また憲法によって週に禁じられていない権限は、それぞれの州又は人民に留保されている)」と規定している。

<sup>124)</sup> *See, e.g., Cristina, supra* note 57, at. 1300.

<sup>125)</sup> 505 U.S. 144 (1992).

<sup>126)</sup> *Id.* at. 156.

<sup>127)</sup> *See Charles v. Verhagen*, 348 F.3d 601, 609 (7th Cir. 2003).

<sup>128)</sup> 314 F.3d 1062 (9th Cir. 2002).

<sup>129)</sup> *Id.* at. 1070.

<sup>130)</sup> *See id.* at. 1070.

<sup>131)</sup> *See Gaubatz, supra* note 38, at. 603.

割を放棄し、人権救済に乗り出さない場合、代わりに立法がその権限の範囲内において人権救済を図ることは、権力分立に反するどころか、むしろ権力分立のあるべき姿ではないかと考える。

## まとめ

連邦議会は、本稿において論じた過程を経て、立法によって再び厳格審査基準を復活させることを意図した宗教的土地使用及び被收容者法（*RLUIPA*）を制定するに到った。そして、本稿においては、*RLUIPA*の被收容者規定の適用及び解釈、そして合憲性（特に国教樹立禁止条項）を中心に論じてきたわけであるが、まとめとして以下の3点を挙げるができる。

第一に、*RLUIPA*は、連邦議会の狙い通り在監者の信教の自由に高度の保障を与えるものである。IIの4.において論じたように、*RLUIPA*の解釈及び適用が正しく行われることによって、信教の自由の救済に資することになると考えられる。実際に、①ユダヤ教徒等が求める宗教的食事の提供、②ひげや髪長さといった身だしなみに関する要求、③聖典等の信仰上のアイテムの入手が認められるといった結果につながっている<sup>132)</sup>。加えて、*RLUIPA*の適切な適用は、州に対する「圧力」となっており、自主的に規則を変更する州も存在している<sup>133)</sup>。

第二に、*RLUIPA*は、その適用領域を限定されており、当然のことながら全ての領域における信教の自由の保護に資するものではないが、同法によって、厳格審査基準が信教の自由に対する規制の合憲性判断基準としてふさわしいものであることが再確認できたことである。厳格審査基準を適用することによって、安易な信教の自由に対する侵害が認められないことは確かであるが、*RLUIPA*の被收容者規定の適用に関して、刑務所の安全がやむにやまれぬ政府利益として認められているように、相手方の利益についても一定程度配慮しており、いかなる場合においても在監者の主張が通るわけではない。これと同様に、前述した*Reynolds v. United State*における重婚のような問題について、厳格審査基準を適用したとしても、法律婚の尊重を「やむにやまれぬ政府利益」とみなし、刑事罰によって禁止することが「最小限の規制手段」であるとすることは十分可能であり、妥当な結論に辿り着くことができる。よって、厳格審査基準は、信教の自由に手厚い保護を与えるものでありながらも、決して社会秩序や一般法規と両立し得ないものではないと考える。

第三に、*Cutter*判決において、連邦最高裁が国教樹立禁止条項違反ではないとの判断を下したことにより、*RLUIPA*の被收容者規定が許容される立法的配慮であること、またかかる立法的配慮が望ましいものであることが確認されたと考えられる。しかしながら、この点については問題が残されていないわけではない。*Smith*判決は、信教の自由の第一次的な救済を司法ではなく、立法に求めるべきであると判示しており、*Cutter*判決もかかる見解に依拠している部分がある。かかる見解を突き詰め

---

<sup>132)</sup> *See id.* at. 558-66.

<sup>133)</sup> *Id.* at. 559.

ると、少数者の権利が保護されることが困難となる可能性が高いので、憲法が、本来、多数決では保護されない権利の救済をその目的としている以上、この点については十分に注意を払う必要がある。

よって、信教の自由の保護に関する司法と立法の相互の役割を含め、*RLUIPA*の被収容者規定がその対象外としている者に対する信教の自由の保護については、明らかとなっていない点も多いので、その点については、今後、更なる研究課題としていきたい。

